

静岡県民の生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、シニアをはじめ静岡県民の生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」(以下「ちゃっぴー」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてちゃっぴーとは、別表に掲げるキャラクター及びこれを展開したものをいう。

(使用承認の申請等)

第3条 ちゃっぴーを使用しようとする者は、あらかじめちゃっぴー使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ちゃっぴーの使用を承認するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を図ることを主たる目的とするとき。
- (2) 生きがいと健康づくりのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反するとき。
- (4) その他知事がちゃっぴーの使用について不適當と認めるとき。

(承認内容の変更)

第5条 ちゃっぴーの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめちゃっぴー変更使用承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し)

第6条 知事は、ちゃっぴーの使用がこの規程及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、ちゃっぴーを使用する場合の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

「ちゃっぴー」



注1：色での使用

	インキ番号			
葉	D I C 213 (16 版)	C 78%	M 25%	Y 95%
葉脈	D I C 168 (16 版)	C 9%	Y 100%	
顔・体	D I C 170 (16 版)	C 31%	Y 95%	
口	D I C 294 (16 版)	M 80%	Y 58%	
舌	D I C 259 (16 版)	M 29%	Y 15%	
ライン・目	ブラック	K 100%		

注2：モノクロでの使用

葉	K 50%
葉脈	K 0%
顔・体	K 20%
口	K 50%
舌	K 0%
ライン・目	K 100%